

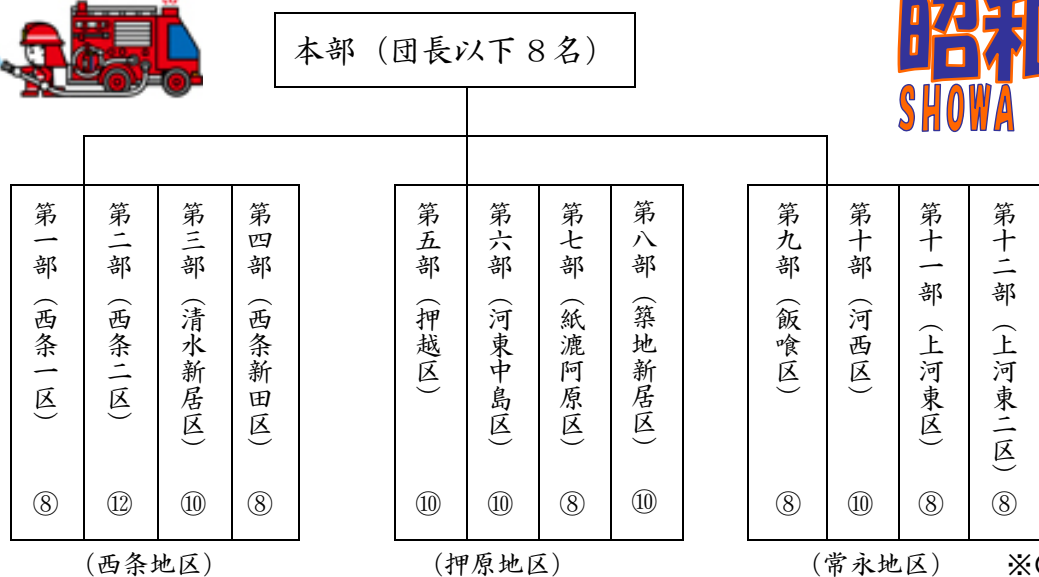
# 「消防団員募集！」 「自分達で守る、地域の安心・安全」 それは、あなただからできること、あなただけができることです。

地域の皆様を火災や災害から守る団体、それが「消防団」です。消防団員は生業の傍ら、訓練を行い火災や災害に備えています。団員は「自分たちの地域は、自分たちで守る」という郷土愛護・社会奉仕の精神で日々活動しています。皆様にご理解を頂く中で昭和町消防団では地域の安心・安全のためにご協力をいただける仲間を募集します。18歳以上で、町内在住もしくは、町内に勤務されている方であれば男女問わず入団できます。興味のある方は、お気軽に役場企画財政課までお問い合わせください。

◎消防団員とは？：「消防」とは江戸時代に、「町火消」という名称で誕生し、その後、「消防組織法」が施行され、現在の「自治体消防」がスタートしました。消防団員は「特別職の地方公務員」として位置づけられ、また団員はその立場から、有事の際の優先走行権及び緊急通行権等の特別な権限が法律上で与えられます。また消防団は、消防組織法第1条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することによって、その任務とする。」と明示されているとおり、この任務を遂行する役割があります。これが消防団存立の目的であり、消防団員の使命でもあります。

## ◎昭和町消防団の組織

現在、昭和町消防団の団員数は118人です。町内12行政区の担当部は下記のとおりです。



昭和町消防団  
SHOWA FIRE VOLUNTEERS



※○内の数字は各部団員数です。

◎消防団員の身分：消防団員は非常勤特別職の地方公務員です。消防団員は災害現場で危険な活動に従事することから、活動中に死亡、若しくは負傷または疾病にかかった場合には公務災害補償が受けられます。消防団員は地域住民を火災や災害から守るボランティアとして献身的に活動しています。

また活動に対し、町では団員報酬・出動手当・退職報償金等の支給をしています。

## ◎消防団員の訓練・活動について

- （1）訓練について：消防団員は組織的かつ安全で迅速な行動が必要となります。そのため日頃から規律訓練として「訓練礼式」、また消火訓練として「小型ポンプ操法」・「ポンプ車操法」の訓練を実施しています。
- （2）活動について：訓練や有事対応のほか、年間を通じ防火・防犯のための巡回、各部で機械器具等の点検整備や水出訓練・消火栓点検を行なっています。また町・各地区の行事へ積極的に参加し協力しています。



【お問合せ先】 昭和町役場 企画財政課 行政係消防担当 (Tel 275-8154)